

○総務省訓令第5号

平成27年度総務省政策評価実施計画を次のように定める。

平成27年3月20日

総務大臣 高市 早苗

平成27年度総務省政策評価実施計画

第1 総則

この計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、及び総務省政策評価基本計画（平成24年総務省訓令第17号。以下「基本計画」という。）を実施するため、総務省が平成27年度において行う事後評価の対象とする政策及び評価の方法等を定めるものとする。

第2 計画期間

この計画の対象期間（以下「計画期間」という。）は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間とする。

第3 事後評価の対象とする政策及び評価の方法等

計画期間における事後評価の対象とする政策及び評価の方法等は、次に定めるとおりとする。

1 実績評価方式により評価を行う対象政策

基本計画第6章第2節第2項（1）に規定する主要な政策のうち、以下の政策を対象とする（それぞれの主要な政策に関連する事業等のうち、基本計画第6章第2節第2項（2）①に該当するものを含む。）。

- ・地域振興（地域力創造）
- ・地方財源の確保と地方財政の健全化
- ・放送分野における利用環境の整備
- ・情報通信技術利用環境の整備
- ・ICT分野における国際戦略の推進
- ・恩給行政の推進
- ・消防防災体制の充実強化

なお、上記以外の主要な政策については、毎年度実績の測定（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。

また、モニタリングの結果等により、評価の必要があると認められる場合には、評価を実施するものとする。

2 事業評価方式により評価を行う対象政策

以下に掲げる政策を対象とする。

- (1) 基本計画第6章第2節第2項(2)①(前項に該当するものを除く。)に規定する法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策(研究開発及び公共事業に限る。)であって、事後の検証が必要と認められるもの。
- (2) 基本計画第6章第2節第2項(2)②に規定する国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等(特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。)のうち法人税、法人住民税及び法人事業税に係るもの(基本計画第5章第2節第2項(1)①に係る事前評価を実施したものを除く。)

3 評価の手續等

- ① 政策の所管部局等は、この計画に基づき大臣官房政策評価広報課長が別に定める様式により評価書の案(以下「評価書案」という。)を作成し、大臣官房政策評価広報課に提出するものとする。

政策の所管部局等は、評価書案を作成するに当たり、当該政策に係る専門家からの意見聴取を積極的に行うものとする。
- ② 大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局等から提出された評価書案について、学識経験者等の意見を踏まえつつ、基本計画第10章第1節第2項(1)③の規定に基づく審査を行い、大臣、副大臣及び大臣政務官の了承を得て、評価書を決定し、公表するものとする。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。